

# 節税効果が大きい

# 農業者年金の加入で 大きなメリットを!



こかぶらあ



## 税額を計算してみましょう!

～課税所得が500万円(税率30.4%)の場合～

通常、500万円(課税所得) × 30.4%(税率) = 152万円(税額)のところ

農業者年金に月額2万円(1年あたり24万円)で加入し、保険料全額を所得から控除すると476万円(500万円-24万円)に!! ※民間の個人年金の生命保険料控除は上限5万円です。

476万円(課税所得) × 30.4%(税率) = 144万7千円(税額)

未加入の場合の税額

加入した場合の税額

152万円 - 144万7千円

➔ **7万3千円の節税効果**

参考：課税対象所得と税率

課税対象所得	税率(所得税・住民税・復興特別所得税)
～ 195万円以下	15.1%=所得税 5%
195万円～ 330万円以下	20.2%=所得税10%
330万円～ 695万円以下	30.4%=所得税20%
695万円～ 900万円以下	33.5%=所得税23%
900万円～1,800万円以下	43.7%=所得税33%
1,800万円～	50.8%=所得税40%

+個人住民税10%  
+復興特別所得税  
(所得税額の2.1%)

節税効果の試算(所得税・住民税)

税率	保険料の額	
	月額2万円	月額6万7千円
15.1%	36,000円	121,000円
20.2%	48,000円	162,000円
30.4%	73,000円	244,000円

## 運用益も非課税です!

預貯金や債権の利息には20%の課税がありますが、農業者年金基金が運用して得た収益(運用益)は非課税です。

平均運用利回りは **2.74%**

※制度発足以降21年間の運用利回り

さらに!

農業者年金として受け取った年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円までは全額非課税となります。

農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益で将来の年金額が決まる積立方式の農業者のための公的年金です。支払う保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。税制のメリットを受けながら、将来確実に年金（もしくは一時金）として受け取ることができる農業者年金への加入を考えてみませんか。

## 加入できる人は？

①～③をすべて満たす者

- ① 国民年金第一号被保険者
- ② 年間60日以上農業従事者
- ③ 20歳以上60歳未満の者\*

\*65歳未満の方も一定の要件を満たせば加入できます。



## 保険料は？

保険料は月20,000円から67,000円（35歳未満は一定の条件のもとで月額保険料10,000円から加入可）で、1,000円単位で自由に設定でき、途中で保険料を変更することもできます。

## 気軽に加入・脱退ができます

農業者年金は、いつでも脱退や再加入することができ、脱退したときも、たとえ1ヶ月の加入であっても、**積み立てた保険料は将来年金（もしくは死亡一時金）として受給**することができます。また、令和4年5月1日から国民年金の任意加入者であることを条件に、**60歳から65歳未満の方も農業者年金に加入**することができるようになりました。

## 終身受給できます

自ら積み立てた保険料とその運用益を原資として、年金請求時に年金額が決定する積立方式です。年金の請求は原則65歳からですが、**受給開始時期を60歳から75歳の間で、繰り上げ・繰り下げ受給**することを自由に選択することができます。年金は2月・5月・8月・11月（金額によっては11月に一括）に振り込まれます。**一度裁定された年金額は変わることなく、一生涯受給**できるため、将来の安心につながります（受給開始時期を繰り下げることを受給額（年額）が増えます）。

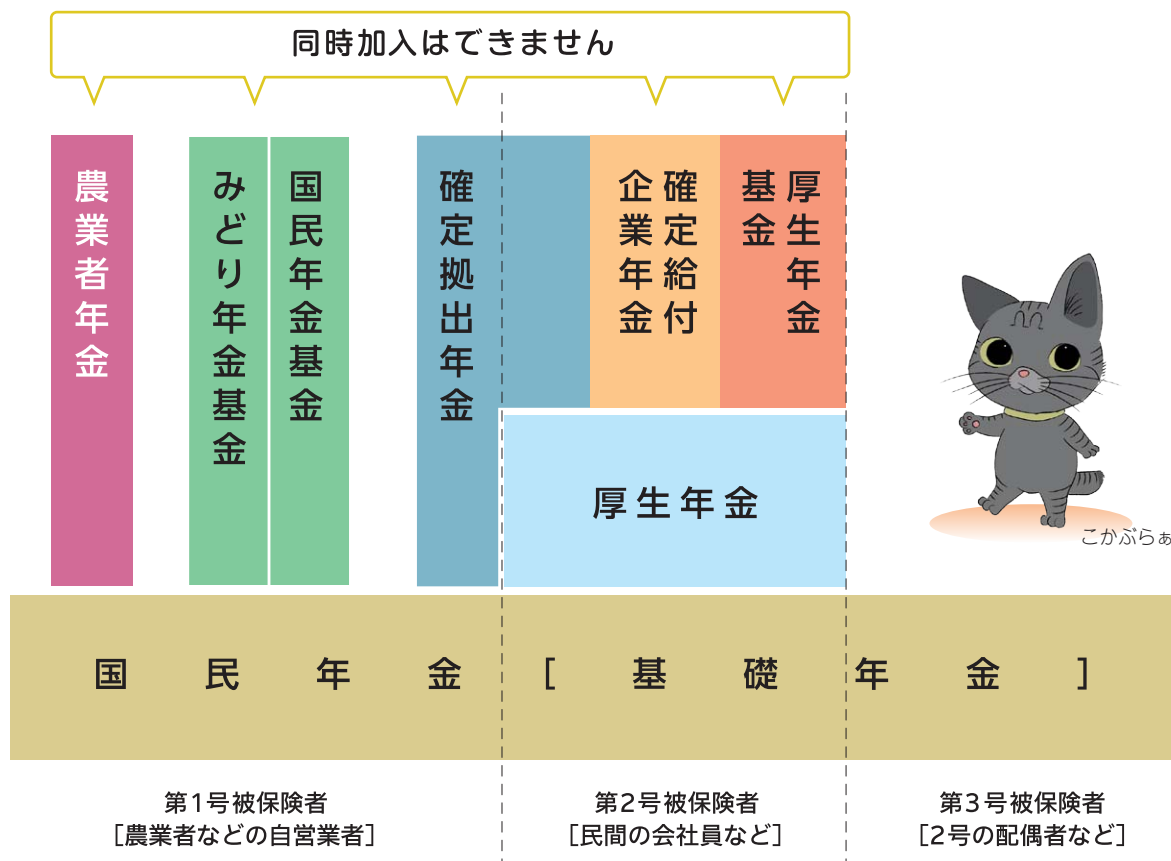
## 80歳前に亡くなられた場合は、80歳までに受給しうる年金が死亡一時金として遺族に支給されます

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合、死亡した翌月から80歳までに受け取れる予定であった年金（自ら積み立てた保険料）が死亡一時金として遺族に支給されます（死亡一時金は相続税非課税の財産です）。

# しくみを理解しよう 農業者年金と国民年金の関係

## 日本の年金制度のしくみを理解しよう

### 日本の年金制度[公的年金]



### 農業者年金に加入するためには、 国民年金の付加年金への加入が必要です。

付加年金は国民年金の上乗せになります。付加保険料を毎月400円納付した場合将来、付加年金として、毎年200円×納付月数分の年金を終身受給できます。

例 国民年金の付加保険料を15年間(180ヶ月)納付した場合

支払う保険料[総額]：400円×180ヶ月＝72,000円 (15年)

受取る保険料[年額]：200円×180ヶ月＝36,000円 (1年あたり)

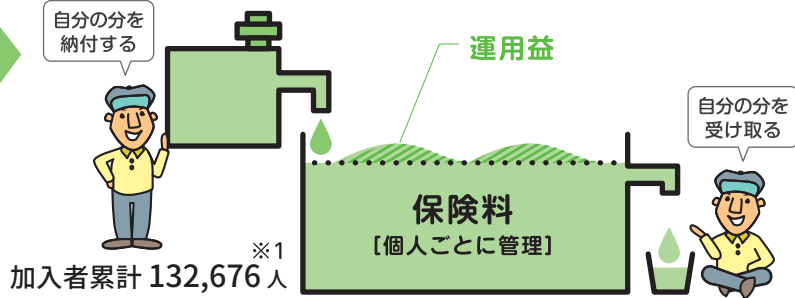
2年間受給すると納付した保険料の相当額を受け取れます。

# 年金のかたち

## ○ 農業者年金と国民年金の比較

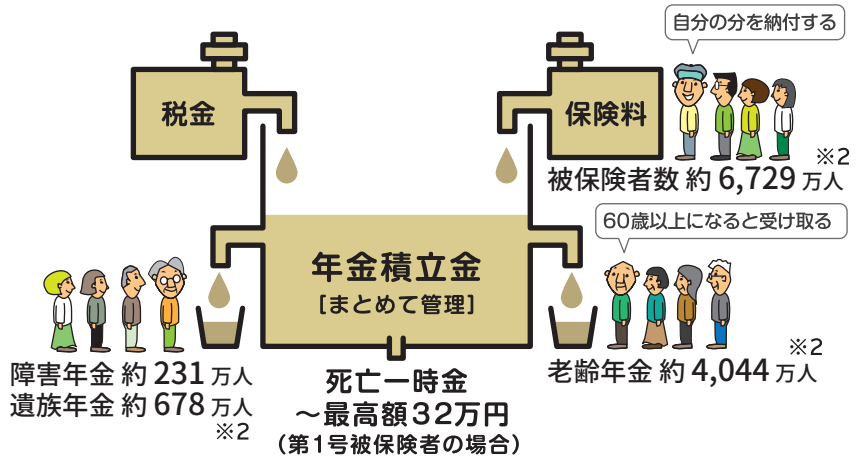
### 農業者年金 積立方式・確定拠出型

保険料は将来の自らの年金給付費になります。



### 国民年金 賦課方式・確定給付型

保険料はその時々の高齢世代の年金給付費になります。

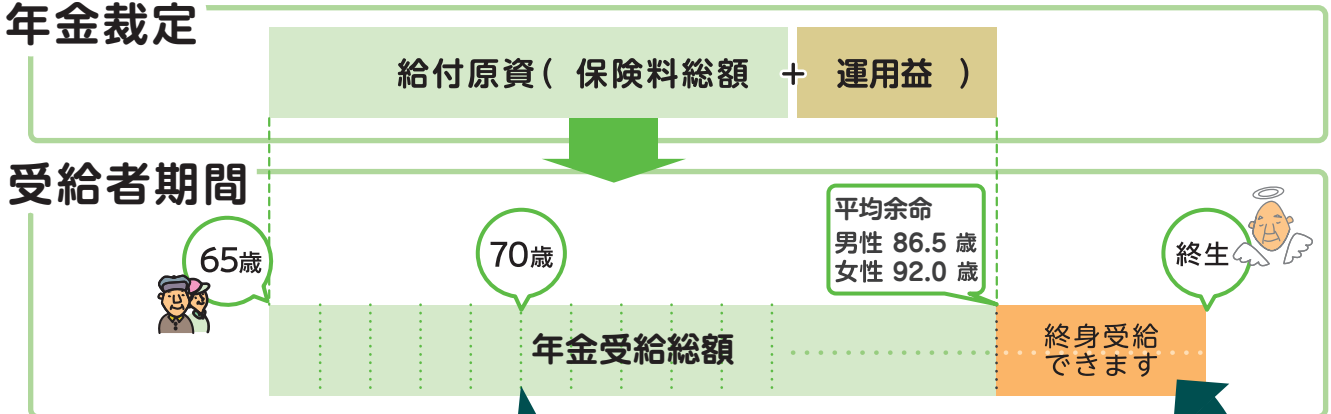


※1 = 独立行政法人農業者年金基金調べ(人数は令和4年度末の数値)

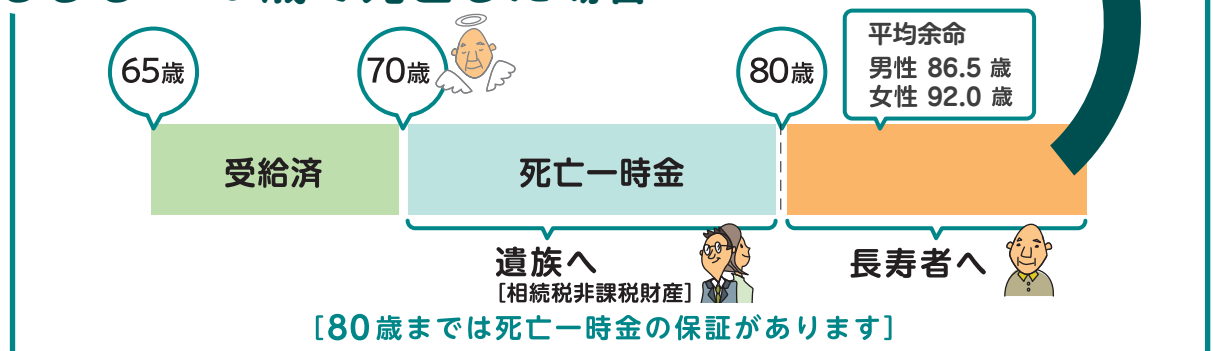
※2 = 出典：厚生労働省 日本年金機構「知っておきたい年金のはなし」(人数は令和3年度末の数値)

## ○ 農業者年金 受給のしくみ

### 年金裁定



### もしも…70歳で死亡した場合



## 積立金がマイナスにならないように措置がされます

年金裁定時（請求時）に、付利累計額（運用収入）が万が一マイナスとなった場合には付利準備金を補填し、マイナス相当額が補われます。

## 健全な運用を行っています

年金の資金運用は、被保険者と受給権者の資金を別々に管理し、農業者年金基金が安全かつ効率的な運用を行っています。リスクの小さい国内債券・株式を6割程度とし、その半分を自家運用することでリスクを減らし、収益を得るようにしています。もちろん、**運用を投資顧問に任せるような委託は行っていません**。さらに、運用にかかる経費（事務・職員経費など）は原則、国が負担し、管理のための手数料負担はありません。

## 正確な情報を個々の加入者にお知らせしています

毎年6月頃に、個々の加入者の納付状況や付利の結果、**運用状況などを被保険者などひとりひとりに「運用(付利)結果のお知らせ」として郵送でお知らせ**しています。

※一度でも加入すれば、脱退後であっても受給するまで毎年お知らせします。

## 家族全員の加入で、さらに大きな節税効果

経営主であれば、生計を一にした配偶者や後継者が農業者年金に加入した場合の保険料をかわりに支払うことができます。支払った保険料は、そのすべてを社会保険料控除の対象とすることができます。

### ● 試算表

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	おおよその年金受給額(年額)	
				男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	53万円
		2万円	960万円	80万円	69万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	41万円
		2万円	720万円	53万円	46万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円

<年金額シミュレーション>



詳しい年金額は、上記のQRコードから、農業者年金基金HP「年金額シミュレーション」をご参照ください。

# 政策支援加入について

## 保険料の助成を受けられる人

※①～③を満たす者

- ① 保険料納付期間が20年以上見込まれる者（60歳まで）
- ② 農業所得が900万円以下の者
- ③ 以下の区分表のいずれかに該当する者

- 1 助成期間は最長20年間です（加入時の年齢によって異なります）
- 2 助成期間中の保険料は2万円（自己負担＋国庫補助）で固定されます

区分	必要な条件	保険料2万円(月額)のうち国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	うち10,000円 (5割)	うち6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	うち6,000円 (3割)	うち4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者		—

年金を受給するには自己負担した保険料分と国からの助成を受けた保険料分で受給できる要件が異なります

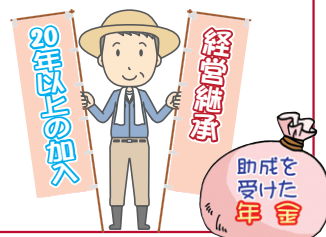
### 自己負担した保険料分



自分で支払った（積み立てた）保険料は、通常加入と同様の方法で受給することができます。

### 国からの助成を受けた保険料分

経営継承と20年以上の加入が必要となります。経営継承とは、  
 ① 農地などの権利の設定や移転（後継者や第三者に貸す）および  
 ② 農業所得名義の変更を行うことです。  
 生産緑地でも都市農地貸借円滑化法の貸借により、経営継承が可能です。  
 経営継承の要件を満たさなくなったときは支給停止になることがあります。



## 40歳未満の配偶者の方には政策支援加入をおすすめします

農地の権利を有していないことを前提に

- ☑ 経営主の**配偶者**である
- ☑ 経営主が**認定農業者（または認定就農者）**で**青色申告者**である
- ☑ 経営主と**家族経営協定**を結んでいる
- ☑ 40歳未満で**20年以上の加入**が見込まれる

→ 上記の要件をすべて満たしていれば「**家族経営協定の破棄**」のみで経営継承できます

家族経営協定を結んで加入すれば経営継承できるかも！  
**家族経営協定を結ぼう！**



こかぶらあ

お問い合わせ・加入のお申し込みは  
 お近くの**JA**または**農業委員会**の窓口へ！

令和6年7月発行

